

## 一般社団法人明専会 会館運営部会基準

### (目的)

第1条 この基準は、一般社団法人明専会（以下「明専会」という。）の定款第5条6および定款第63条により、本会の会館の円滑な運営と発展を図るために設ける会館運営部会の基本的事項について定める。

### (担当業務)

第2条 会館運営部会は、会館の運営についての重要事項を審議し、その運営状況について調査する。

### (指示)

第3条 会館運営部会は、必要と認めたときは会館経営受託者に指示を与えることができる。

### (会合)

第4条 会館運営部会は、年2回以上会合する。

### (構成)

第5条 会館運営部会は、下記をもって構成する。

- (1) 正副部会長
- (2) 理事のうちより会長が委嘱した者
- (3) その他の会員中より会長が委嘱した者

### (選任)

第6条 会館運営部会の部会長は、常務理事とし、会長がこれを委嘱する。

- 2 副部会長および部会委員は、理事会の承認を経て選任し、会長がこれを委嘱する。

### (任期)

第6条 部会長、副部会長および部会委員の任期は、定款第32条に定める役員の任期とし、再任を妨げない。

### (役割、報告)

第7条 部会長は、年度活動計画および予算案を策定し、理事会の承認を受けるものとする。

- 2 部会長は、過年度の活動を総括し決算状況を理事会に報告するものとする。

### 附則

- 1 この基準は、平成26年5月10日から施行する。
- 2 本基準の施行にともない会館運営部会規則を廃止する。
- 3 この基準の改廃は、理事会の承認を得るものとする。